

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 通勤手当の制度の見直し

議員秘書は、一般職公務員の例に準じて、両議院の議長が協議して定めるところにより、通勤手当を受けるところとする。

(第十一条関係)

第二 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の初日（公布の日から起算して三月を経過した日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。

(附則関係)